

## 消防設備保守点検業務 特記仕様書

### 1 総則

- (1) 請負事業者は、善良なる管理者の注意をもって保守点検業務を実施しなければならない。
- (2) 本件調達役務は緊急時の対応を必要とするため、愛媛県松山市に本社又は支社（支店）若しくは営業所を有するものであること。
- (3) 業務遂行のため、有資格者（消防設備士または消防設備点検資格者）の従業員が5人以上であること。
- ※有資格者を5人以上擁していること及び従業員として雇用していることを証明できる書類（住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる書類の写し）を提出すること。
- (4) 点検作業の実施に際しては、作業計画書を提出する等、事前に防火管理者（主管室）と十分な打ち合わせを行った上で実施するものとする。
- (5) 請負事業者が行う消防設備保守点検作業に必要な電気、燃料、水等は、発注者が無償で支給するものとする。
- (6) 保守点検作業については、防火管理者立ち会いの下、請負事業者の営業時間内での実施とする。作業員については、作業にふさわしい服装をし、ネームプレートを着用すること。
- (7) 請負事業者は保守点検作業の実施につき、必要に応じて機器の停止を求める事ができる。但し、機器の停止については予め主管室の承認を得ることとする。
- (8) 点検結果により、管轄の消防署等からの改善命令に基づく補修・改修・部品交換等が発生した場合の対応については、別途費用によるものとする。但し、別途費用により補修・改修・部品交換等を実施する際は、事前に主管室に対し状況及び改善の内容・必要性等について適切な説明を行った上でかかる費用の見積書を提出し、承認を得た上で実施するものとする。  
管轄の消防署等からの改善命令によらない、改善の対応についても同様とする。
- (9) 平成8年4月5日付け通達消防予第61号消防用設備等点検済表示制度に基づく表示ラベルを貼ること。

### 2 保守点検設備及び実施方法

- (1) 点検を行う設備については別紙2のとおりとする。
- (2) 消防法施行規則第31条の6第1項及び第3項の規定に基づく、消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに消防用設備等の点検の基準に準じ、機器点検及び総合点検を実施するものとする。

(3) 消火器具は、機器（外観）点検に加え、設置後6年以上経過している蓄圧式消火器については、内部等機能点検を実施すること。なお、点検後は廃棄し、新たなものに取り替えるものとする。

ただし、実施数は機器点検時毎に2本実施する。

### 3 保守点検回数

- ・機器点検 : 年1回
- ・総合点検（機器点検を含む） : 年1回

### 4 保守点検時期

- ・機器点検 : 1月頃
- ・総合点検 : 7月頃

### 5 報告及び届出

点検結果については、消防法の規定により定められた書式に基づいて報告書を作成し、管轄の消防署等へ届出・報告を行う。

### 6 技術資料と点検員の資格要件

#### （1）技術資料

契約業務を確実に履行するため、使用する当該機種の保守技術資料を保有すること。

#### （2）点検員の教育

点検員には、適切な保守・サービスを提供するために必要な教育プログラムでの教育を受講させること。

#### （3）点検員の条件

点検員は、適切な保守・サービスを提供するために必要な専門知識を有する消防整備士の有資格者の中から選任すること。選任した場合、請負事業者は「点検員名簿」及び必要に応じて資格者証の写し等を主管室に提出すること。なお、点検員に変更が生じた場合は、その都度「点検員名簿」を提出すること。

### 7 損害賠償

消防設備保守点検の実施にあたり、四国総合通信局庁舎の職員及び施設等財産に及んだ損害については、損害の原因が明らかに請負事業者の責めに帰すべき理由により生じた場合は、請負事業者は損害賠償の責を負うものとする。

なお、第三者に対する損害についても同様とする。

### 8 立入制限

点検員は、消防設備保守点検に関係のない場所に立ち入ることはできない。

## **9 秘密保持**

消防設備保守点検の実施にあたり、知り得た内容を第三者に漏らし、または自ら利用しないこと。

## **10 その他**

- (1) 点検時の鍵の取扱い及び管理には、最大限の注意を払うとともに、第三者には絶対に渡さないこと。
- (2) 災害発生時には、業務の継続ができる体制をとること。
- (3) 本資料に記載なき事項や主管室が特に必要であると判断した事項及び消防設備保守点検に関する詳細については、主管室と請負事業者で協議することとする。